**愛知淑徳大学プロモーション情報発信課題**

**実施要領**

**１ 目的**

この要領は、「愛知淑徳大学プロモーション情報発信課題」（以下、「本課題」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

**２ 課題概要**

（１）課題名

愛知淑徳大学プロモーション情報発信課題

（２）課題内容

愛知淑徳大学（以下、「本校」）の東海圏の総合大学としての認知度や志願希望意向度の向上を図るために、本校の特徴を踏まえながら魅力を発信し、また在学中の学生ならではの知りうる魅力なども紹介する情報発信、その他それらに付随する一切の業務。

※詳細は「愛知淑徳大学プロモーション情報発信課題仕様書」参照

（３）課題期間

令和3年12月16日（木）の＃12の講義から令和4年1月13日（木）の＃15の講義まで

（４）契約方法

ケーススタディ交流10(広告研究)（以下、「本講義」）の履修者との口頭契約

（５）委託契約限度額

金0円（消費税及び地方消費税を含む。）

**３ 参加資格**

本課題に参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

（１）愛知淑徳大学に在学し本講義の履修登録をしていること

（２）本講義の履修停止措置を受けていないこと。

（３）愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な

関係を有する者でないこと。

（４）本講義を最後まで履修する予定であること。

**４スケジュール**

時期内容

令和3年12月16日（木）実施要領等の告知

令和３年12月16日（木）～令和3年12月23日（木）質問受付

令和4年1月13日（木）本講義内にて企画書提出

**５ 質問受付及び回答**

（１）質問受付期間

令和３年12月16日（木）～令和３年12月23日（木）

（２）質問提出先

対面による質問または電子メールによる質問（ iwata@gfro.from.tv ）

（３）質問提出方法

① 必要事項を簡潔明瞭に記入する。

② 電子メールまたは対面にて質問する。なお、電子メールの件名は「愛知淑徳大学プロモーション情報発信課題に係る質問」と明記すること。

③ 電話による質問は受け付けない。

（４）回答

① 回答期限及び方法

対面での質問は都度その場で回答し、電子メールでの質問は受信から24時間以内に回答するものとする。24時間以内に回答がない場合は再度電子メールを送信すること。

② 注意事項

上記「（１）質問受付期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

**６ 企画提案を求める項目**

（１）企画のコンセプト、全体イメージ

① 企画の目的を踏まえ、詳細を示すこと。

② 制作する情報発信の内容、数量を示すこと。

③ 想定するターゲットを明確に示し、企画内容がターゲットに訴求する理由を

示すこと。

（２）情報発信方法

① 本企画で利用する情報発信媒体は企画に明記すること。

② 上記情報発信媒体が、想定するターゲットに訴求する理由を示すこと。

**７ 企画提案書等の提出**

参加者は、「愛知淑徳大学プロモーション情報発信課題仕様書」を参照し、次の書類を作成して提出すること。

（１）受付期間

令和4年1月13日（木）の本講義内

（２）提出書類

提出書類はすべてＡ４版に統一すること。

① 企画提案書

② 課題体制（人員体制、組織体制、連絡体制等）

③ 課題スケジュール

※②と③は任意とする

（３）提出部数

１部（各部、左上クリップどめとする。）

（４）提出方法

令和4年1月13日（木）の本講義に持参

※提出した企画書は、これを書換え、引換えまたは撤回をすることができないものとする。

**８ 辞退**

提出書類の提出後に、上記「３ 参加資格」の要件を満たさなくなった場合等で本課題への参加を辞退するときは、必ず申し出ること。

なお、辞退の申し出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しない。

**９ 審査評価方法**

（１）本課題から提出された企画提案書をもとに、資料１「提案書等評価基準」に基づき

審査を行い、評価項目ごとの評価点数の合計得点数で評価する。

（２）審査は、本講義の講師が行う。

（３）評価点の満点は 100 点とする。

**１０ 審査評価結果**

（１） 審査に係る講評は公表しない。

（２） 審査評価結果に関する異議は認めず、質問も受け付けない。

**１１ 提出書類の取扱**

（１）提出されたすべての書類は参加者に返却しない。

**１２ 契約の締結等**

（１）契約の締結

本課題において契約は口頭契約とする。

（２）課題の実施

① 本課題は、本仕様書及び企画書に記載された事項に基づいて実施すること。

② 本課題の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。

③ 本課題の実施に当たっては安全とモラルを最大限に考慮して進めること。

④ 課題の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

（３） 機密の保持

本課題を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。講義終了後もまた同様である。

**１３ 情報公開及び提供**

提出した企画書は公開しないものとする。

**１４ その他**

（１）本課題において、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者または

不正な利益を得ようとした者は、失格とする。

（２）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本

国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用

した結果、生じた一切の責任は参加者が負うものとする。

（３）提出書類の作成、提出等、本課題に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

**１５ お問い合わせ先**

E-mali：iwata@gfro.from.tv